

令和8・9年度
物品・役務等競争入札参加資格審査申請の手引き
(追加申請用)

この手引きは、令和7年京田辺市告示第397号及び令和7年京田辺市公営企業告示第30号に基づき、京田辺市及び京田辺市上下水事業の物品・役務等競争入札参加資格及びその資格審査の申請時期、方法等をまとめたものです。

物品・役務等競争入札参加資格審査を受けようとする方は、次の事項に十分留意して申請してください。

京都府京田辺市

1 競争入札に参加することができる者

物品・役務等競争入札に参加することができる者は、次の事項のいずれにも該当しない者でなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- (2) 京田辺市税又は消費税若しくは地方消費税を滞納している者
- (3) 営業開始日より2年を経過しない者
- (4) 営業の開始に関し、官公庁の許可若しくは認可を得ていない者又は業務上必要とする届出等を行っていない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団のほか、次のアからウまでのいずれかに該当する者
 - ア 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
 - イ 暴力団員等（京田辺市暴力団排除条例（平成25年京田辺市条例第20号）第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。）
 - ウ 暴力団員等及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

2 申請方法等

(1) 申請期間

令和7年11月4日（火）から

令和7年12月5日（金）まで

(2) 申請方法

ア. 電子申請

申請方法	京田辺市役所ホームページの「事業者の方へ」から「入札参加資格審査電子申請システム」にアクセスして申請してください。
------	---

イ. 書面申請（郵送）

申請方法	申請書類を封入の上、以下の提出先まで郵送してください。 〔提出先〕京田辺市役所 総務部 管財課 〒610-0393 京都府京田辺市田辺80番地
注意事項	受付後に受領書又は不備書類明細書を送付しますので、宛名を記入して必要料金分の切手を貼った返信用定形封筒を同封してください（封筒がない場合は、受領書を送付しません。）。 <u>封筒に「物品・役務等入札参加資格申請書在中」と朱書き</u> してください。 郵便物の不着等による責任は、一切負いません。 郵便料金不足の書類は、受付できません。

3 提出書類

(1) 電子申請

入札参加資格審査電子申請システムにアクセスして、入力フォームに従い、必要事項を入力及び添付書類をアップロードして提出してください。

なお、添付書類のうち各種証明書等（写し可）は、受付開始日の前日から遡って3か月以内に発行されたものとしてください。

(2) 書面申請（郵送）

別紙「物品・役務等競争入札参加資格審査申請書類一覧表」に定める書類各

1部を番号順に無色透明のA4クリアファイルに入れて、折らずに提出してください。

なお、添付書類のうち各種証明書等（写し可）は、受付開始日の前日から遡って3か月以内に発行されたものとしてください。

4 審査結果等

- (1) 入札参加資格審査により入札参加資格を有すると認めた者を入札参加資格者名簿に登録し、京田辺市ホームページに掲載します。なお、審査結果の通知は行いません。
- (2) 入札参加資格者名簿の登録期間は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までです。

5 申請後の変更

- (1) 申請書を提出した後に申請書等の記載事項に変更が生じたときは、別紙「物品・役務等競争入札参加資格審査申請後の記載事項変更」に従って直ちに届出してください。
- (2) 申請書を提出した後の参加希望業種・品目等の変更はできません。

6 登録の取消し

入札参加資格者名簿の登録者が次の事項のいずれかに該当するに至ったときは、登録を取り消すことがあります。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき。
- (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- (7) 申請書又はその添付書類に虚偽の事実を記載したとき。
- (8) 本手引きの「1 競争入札に参加することができる者」の(1)、(4)又は(5)に該当することとなったとき。

7 問合せ先

- (1) 物品・役務等に関すること

京田辺市総務部管財課 電話番号：0774-64-1326

- (2) 上下水道事業に関すること

京田辺市上下水道部経営管理室 電話番号：0774-62-0414